

5G スライシング利用規約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、当社が別途定める「5G サービス契約約款」および「5G SA 利用規約」（以下「契約約款」といいます。）のほか、この「5G スライシング利用規約」（以下「本規約」といい、以下、契約約款と本規約を併せて「本規約等」といいます。）を定め、本規約等により「5G スライシング」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。なお、本サービスには契約約款に定める付加機能に係る定めが適用されるものとします。

第1条 規約の適用

本規約等は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の関係に適用されます。本規約等の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

第2条 用語の定義

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。なお、本規約に定めのない用語の意味は、契約約款に定める用語の意味に従うものとします。

用語	用語の意味
利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための本規約等に基づく契約
サービス契約者	5G 契約者等のうち、当社との間で利用契約を締結した者
本サービスサイト	本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト< https://www.ntt.com/business/services/5gslicing.html >（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とする） なお、本規約において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め（本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとする）も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとする

提供事業者	<p>① 本サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者（以下、「再委託先」といいます。）</p> <p>② 本サービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者</p>
5 GSA 契約	契約約款における 5 G 契約および利用契約
5 GSA 契約者	契約約款におけるサービス契約者
利用開始日	当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日

第3条 本サービスの内容等

- (1) 本サービスは、次の各号に掲げる機能を提供することを内容とし、その詳細は、本サービスサイト上に定めるとおりとします。なお、対応端末の種別、対応 SIM 種別、サービス契約者の契約状態、サービス利用エリア、ソフトウェアバージョン等によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。
- (2) 本サービスは、次号に定める 5G SA エリアにおいて、第4条第(1)項に定める申込書に指定する利用場所ごとに当該申込書に指定する帯域を当該申込書に指定する対象回線に占有させるサービスです。なお、当社は当該帯域に係る通信の品質を保証しません。本サービスは、その利用形態に応じ、以下の二種類のプランのいずれかが適用されるものとします。
- ① 5G スライシング 常時利用プラン：サービス契約者が申込書に指定する利用場所で申込書に指定する期間、本サービスを利用するプラン
- ② 5G スライシング 予約利用プラン：当社の定めた利用場所で申込書に指定する期間、本サービスを利用するプラン
- (3) 本サービスの利用可能地域は、契約約款の営業区域に関する定めにかかわらず日本国内かつ当社が本サービスサイト上に記載する SA 方式による 5G 通信可能エリアとします（以下、「5 GSA エリア」という）。当社は、申込書に定める利用場所以外における本サービスの利用について何ら保証するものではなく、申込書に定める利用場所以外で本サービスを利用したことによりサービス契約者に生じた損害について責任を負いません。

- (4) 当社は、サービス契約者にあらかじめ通知することなく、本サービスの内容又は仕様を変更し、それらの提供を停止又は中止することができるものとします。

第4条 利用契約の成立

- (1) 本サービスの利用を希望する 5G SA 契約者（以下「申込者」といいます。）は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。申込者から提出された「5G スライミング利用申込書（以下「申込書」といいます。）」の内容を当社が確認し、申込書に承諾日を記入して利用希望者へ返送することをもって承諾とし、その承諾の時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「利用契約」といいます。
- (2) 申込者は、5G スライミング 常時利用プランの申し込みにおいて、申込者が所有し、または第三者から適法に利用許諾を得ている場所を利用場所として申し込むものとします。
- (3) 又は提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとします。
- (4)
- ① 申込者が 5G スライミング 常時利用プランを申し込むにあたり、事前調査の結果を踏まえて、利用場所の通信環境改善が必要と当社が判断した場合、申込の承諾からサービスの提供開始まで時間を要する場合があります。
 - ② 5G スライミング 予約利用プランには 1 つの利用場所につき当社が定める提供上限数があり、当社は先着順で申込の承諾を実施します。また、当該申込は 1 つの利用場所につき 1 週間単位からとし、最長 4 週間までとします。なお、4 週間を超える場合及び利用する週が連続しない場合、申込者は別の申込書を当社に提出するものとします。
- (5) 当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
- ① 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
 - ② 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき。
 - ③ 申込者が第 5 条（禁止事項）の定めを違反するおそれがあるとき。
 - ④ 申込者が第 6 条（利用料金）に定める利用料金その他の当社に対する債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。以下同じとします）の弁済を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - ⑤ 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの提供停止の措置を受けたことがあるとき。
 - ⑥ 申込者が本規約等に定めるサービス契約者としての義務を遵守しないおそれがある

るとき。

- ⑦ 申込者が、当社からのプランの種別の申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき
- ⑧ 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき
- ⑨ 5GSA 契約の申込みを承諾しないことがある事由として契約約款に定める事由に該当するとき。
- ⑩ 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき

第5条 禁止事項

サービス契約者は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (3) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (4) 事実と反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
- (5) 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (6) 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
- (7) コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (8) 申込書に記載の利用場所における本サービスの利用にあたって第三者の権利を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
- (9) 契約約款に基づき 5GSA 契約者に課せられる義務に違反する行為、又はそのおそれのある行為
- (10) 本サービスに関連する当社の営業上、技術上又はその他業務上の秘密情報を当社の書面による事前の承諾なく第三者に漏洩する行為
- (11) その他当社が不適切と判断する行為

第6条 利用料金

本サービスの料金は、申込書に記載の見積書に定めるところによります。

第7条 料金の支払い義務

- (1) 5G スライミング 常時利用プランのサービス契約者は、利用契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除または終了があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。
- (2) 5G スライミング 予約利用プランの契約者は、利用契約に基づいて当社が契約者に本サービスの提供を行う週単位で集計される利用料金を料金月単位で合計した金額の支払を要します。なお、本サービスの利用開始日から利用契約に定める利用終了日までの期間が月をまたぐ場合は、利用終了日を含む料金月の利用料金として集計します。

第8条 延滞利息

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

第9条 最低利用期間

- (1) 5G スライミング 予約利用プランには最低利用期間があります。申込書に記載の見積書に特段の定めがない限り、契約者は、第(2)項に定める期間（以下「最低利用期間」といいます。）内に当社の責めに帰すべき事由を除いて本サービスにかかる契約の解約があった場合は、当該解約があった日から最低利用期間末日までの期間に相当する本サービス利用料金を一括して支払うものとします。
- (2) 前項の最低利用期間は、本サービスの利用開始日から利用契約に定める利用終了日までとします。ただし、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- (3) 契約者が行う本サービスの全部または一部の解約が、電気通信事業法第26条の3に定める初期契約解除制度を利用した解約である場合は、前2項の規定を適用しません。
- (4) 5GSA 契約を締結しているサービス契約者は、当社が利用料金その他のサービス契約者に対する債権を当社が指定する第三者に譲渡することがあることをあらかじめ承諾するものとします。

第10条 契約者の地位の承継

- (1) 相続または法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

- (2) 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第 11 条 氏名等の変更の届出

- (1) 契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは所在地またはその他契約者にかかる事項について変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。
- (2) 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。
- (3) 第(1)項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

第 12 条 契約上の地位の譲渡

契約者は、利用契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第 13 条 個人情報

当社は、本サービスの提供にあたり、申込者及びサービス契約者から取得する個人情報を、当社が別に定める「プライバシーポリシー」<
<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>>（当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）に掲げる目的で当該目的達成に必要な範囲で利用します。

第 14 条 利用中止

- (1) 当社は、契約約款に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断し、サービス契約者による本サービスの利用を中止させることがあります。
- ① 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
 - ② 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
 - ③ 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
 - ④ 5G スライミング 常時利用プランのサービス契約者が利用場所の変更を行う際に、変更先の利用場所において通信環境の改善が必要であると当社が判断したとき
 - ⑤ 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。

⑥ 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。

(2) 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。

第 15 条 利用停止

当社は、契約約款に定める場合のほか、サービス契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、サービス契約者による本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- ① 第 4 条（利用契約の成立）第(3)項各号のいずれかに該当するとき。
- ② 第 5 条（禁止事項）に違反したとき。
- ③ 当社に対して事実と反する内容の届出又は通知をしたとき。
- ④ 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
- ⑤ その他本規約等に違反したとき。
- ⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第 16 条 サービス契約者が行う利用契約の解約

サービス契約者は、利用契約の解約を希望する場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に申し出ることにより、利用契約を解約することができるものとします。この場合、当社が、解約手続が完了した旨をサービス契約者に通知した時点で利用契約は終了するものとします。

第 17 条 当社が行う利用契約の解除

当社は、契約約款に定める場合のほか、サービス契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- ① 利用契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
- ② 第 5 条（禁止事項）に違反したとき。
- ③ 本規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- ④ 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
- ⑤ 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
- ⑥ 当社が、第 14 条（利用中止）第(1)項④号の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開する

ことが困難であると判断したとき。

- ⑦ その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

第 18 条 利用契約の終了

サービス契約者と当社との間の本サービスに係る 5GSA 契約が終了した場合、名義変更がなされた場合又は本サービスが廃止された場合は、当該終了等の時点をもって利用契約も自動的に終了するものとします。

第 19 条 損害賠償の制限

- (1) 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合の当社が負う損害賠償責任の範囲等は、契約約款に定めるところに従います。
- (2) 前項の場合以外の場合において、当社がサービス契約者に対して損害賠償責任を負うときであっても、当社がサービス契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限られるものとし、かつ、5G スライミング 常時利用プランの場合、本規約に定める本サービスの 1 か月分の料金額を上限とし、5G スライミング 予約利用プランの場合、損害が発生した申込書毎の 1 週間分の料金額を上限とします。
- (3) 当社の故意又は重大な過失により本サービス契約者に損害を与えた場合は、前項の定めは適用しません。

第 20 条 通知

- (1) 当社は、本サービスに関するサービス契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
 - ① サービス契約者が申込みの際又はその後に当社に届け出た氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
 - ② サービス契約者がドコモ回線 d アカウント及びドコモ回線ビジネス d アカウントの連絡先メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知
 - ③ サービス契約者が利用する契約約款に定める sp モード電子メール（当社が別途定める sp モードご利用細則に基づくメッセージ R（リクエスト）及び sp モードメールを指します。）のメールアドレスへの通知又は契約約款に定めるショートメッセージ通信モード（SMS）による通知
 - ④ その他当社が適当と判断する方法
- (2) 前項各号に掲げる方法によるサービス契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。

(3) 当社は、第(1)項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するサービス契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知がサービス契約者に対してなされたものとみなします。

第 21 条 残存効

利用契約が終了した後も、第 13 条（個人情報）、第 19 条（損害賠償の制限）、本条及び第 23 条（契約約款の適用）の定めはなお有効に存続するものとします。

第 22 条 規約の変更

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめサービス契約者に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、変更日以降当該変更後の本規約が適用されます。

- ① 本規約の変更が、サービス契約者の一般の利益に適合するとき
- ② 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

第 23 条 契約約款の適用

本サービスの利用に関し、本規約に定めのない事項については、契約約款の定めが適用されるものとします。

附則（2026 年 3 月 26 日）

本規約は、2026 年 3 月 26 日から実施します。

以上